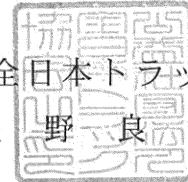


全ト協発第371号(環)
平成27年10月16日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 星 野 良 三



後退時等の安全確保の徹底について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、国土交通省自動車局安全政策課長及び技術政策課長より、事業用自動車の運行については、車両の構造上の特性等を踏まえたうえで安全確保を徹底するよう通達が発出されました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原
電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

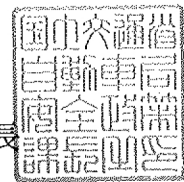


国自安第133号
国自技第160号
平成27年10月15日

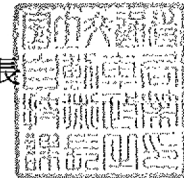
公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長



技術政策課長



後退時等の安全確保の徹底について

本年10月3日、徳島県徳島市内の道路において、視覚に障害のある男性と盲導犬が、後退警報装置のスイッチをオフにしたまま後退してきたトラックにひかれて死亡する事故が発生しました。

事業用自動車の運行においては、車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等その構造上の特性を踏まえた上で、安全確保を徹底することが求められております。

貴会におかれましては、日頃より安全の確保に取り組んで頂いているところですが、今回のような事故を防止するため、下記の点を含めて、後退時等の安全確保を徹底していただきますよう、貴会傘下会員に対して周知徹底方お願い致します。

記

1. 運転者は、交通法規を遵守するとともに、進路変更、転回、後退等しようとするときは、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめること。
2. 後退時等に周囲に発音することにより歩行者等に対して注意喚起を行う装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合を除き、当該装置を停止しないこと。
3. 運送事業者は、運転者に対して車両の構造上の特性について理解させるとともに、危険の予測及び回避に必要な技能を習得させる等適正な指導及び監督を実施すること。